

# 入札説明書

入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札すること。当該入札説明書等に疑義のある場合は、下記7の（1）に掲げる者の説明を求めることができる。

## 1. 公告日

令和7年1月9日（木）

## 2. 競争入札に付する事項等

### （1）業務名

奈良県立大学附属高等学校電子黒板機能付き超短焦点プロジェクター等の調達及び設置業務

### （2）業務概要

奈良県立大学附属高等学校電子黒板機能付き超短焦点プロジェクター等の調達及び設置業務仕様書に記載のとおり。

### （3）納入期限

令和7年3月25日（火）まで

ただし、作業を実施する日時については、契約締結後、奈良県立大学附属高等学校と協議したうえで決定すること。

### （4）納入場所

奈良県立大学附属高等学校（奈良市六条西3丁目24-1）

### （5）その他

詳細については、奈良県立大学附属高等学校電子黒板機能付き超短焦点プロジェクター等の調達及び設置業務仕様書に記載のとおり。

## 3. 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる（1）から（5）までのすべてに該当する者が、この入札に参加することができる。

（1）公立大学法人奈良県立大学契約規則第2条第1項及び第2項の規定のいずれにも該当しない者であること。

（2）奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

（3）奈良県における物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目B1オフィ

ス用品又はG 1 電気設備機器に登録をしている者であること。

(4) 仕様書に示す物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得る者であること。

(5) 過去5年間に国、独立行政法人、地方公共団体、学校法人又は地方独立行政法人との間で本業務と種類及び規模を同程度以上とする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。

ただし、本業務の一部について他社と連携して実施する場合は、当該他社が、本業務において実施する部分について、過去5年間に国、独立行政法人、地方公共団体、学校法人又は地方独立行政法人との間で、種類及び規模を同程度以上とする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。

#### 4. 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、以下のアからウに定める書類（以下「入札参加資格確認申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 入札参加資格確認申請書兼誓約書（様式1）

イ 契約履行実績報告書（様式2）

契約履行実績を証明する書類（契約書の写し又は契約相手方による契約証明書）を添付すること。

ウ 実施体制申出書（様式3）※他社と連携して業務を実施する場合のみ提出

連携する他社による契約履行実績報告書（様式2）及び当該契約履行実績を証明する書類（契約書の写し又は契約相手方による契約証明書）を添付すること。

<提出期限及び場所等>

- ・提出期限：令和7年1月22日（水）午後5時まで
- ・場 所：下記7（1）に示す場所
- ・調整期日：提出期限までに必要書類を提出し、修正等の指示がある場合は、調整期日（令和7年1月24日（金）午後5時）までに必要書類を再提出すること。

<提出方法及び部数>

- ・方 法：郵送または持参

郵送の場合は書留郵便とし、郵送・持参ともに上記の提出期限までに必着のこと。また、封筒に「電子黒板等に係る入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

- ・部 数：各1部

<その他>

- ・作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とする。
- ・提出された入札参加資格確認申請書類は入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ・提出された入札参加資格確認申請書類は返却しない。

## 5. 入札参加資格確認審査結果の通知

入札参加資格確認申請書類を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては入札参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては入札参加資格がない旨及びその理由を、令和7年1月27日（月）までに電話で連絡のうえ、書面により通知する。

## 6. 入札方法

### (1) 郵便による入札

ア 入札書は、書留郵便で送付し、令和7年1月30日（木）午後5時までに到着するようにすること。予定価格の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行う場合があるので、初度（1回目）入札に係る入札書と再度（2回目）入札に係る入札書を提出すること。

イ 初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書は、別々に封緘し、封書の表面に「電子黒板等に係る入札書（初度入札）」および「電子黒板等に係る入札書（再度入札）」とそれぞれ朱書きすること。再度入札を辞退する場合は、再度入札辞退届（様式任意）を提出すること。

送付の際には、送付用封筒の表面に「電子黒板等に係る入札書在中」と朱書きし、初度入札に係る入札書の封書、再度入札に係る入札書の封書または再度入札辞退届（様式任意）を封入して送付すること。

ウ 再度入札を行う事となった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとみなす。

エ 封緘された入札書が初度又は再度の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとみなし、無効とする。なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再度入札に係る入札書が不用となった場合は返送する。

### (2) 入開札の場所等

場 所：奈良県立大学 地域交流棟1階 協働サロン

日 時：令和7年1月31日（金） 午前10時

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札者は、所定の入札書（様式A）を作成し、封をした上、送付すること。

記載については、別紙入札書記載例のとおり。

(5) 入札者は、提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできない。

(6) 初度の入札において無効な入札をした場合は、再度入札に参加することができな

い。

#### 7. 入札説明書の交付場所等

- (1) 契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先

〒630-8258 奈良市船橋町10番地

奈良県立大学事務局 附属学校室

電話 0742-22-4978

FAX 0742-22-4991

- (2) 入札説明書の交付方法等

① 交付方法

奈良県立大学のホームページからのダウンロード

<https://www.narapu.ac.jp/corporation/procurement/>

② 交付期間

令和7年1月9日（木）から令和7年1月30日（木）

#### 8. 補足

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとする。ただし公立大学法人奈良県立大学契約規則第22条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

#### 9. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札書に記名押印を欠く入札
- (3) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (4) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- (5) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (6) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (7) その他、入札に関する条件に違反した入札

#### 10. 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。た

だし、予定価格の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度（２回目）の入札を行う場合がある。

- （２）落札者となるべき同価格の入札者が２人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定する。その場合は、入札執行事務に関係のない職員に「くじ」を引かせてこれを行う。
- （３）落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を確実に履行できるかを照会するために、当該落札者の決定を保留にする場合がある。
- （４）再度（２回目）の入札においても予定価格の範囲内の価格の入札がない場合は、２回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と随意契約を行う場合がある。

#### 11. 契約書作成の要否等

- （１）契約書の作成を要する。契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とする。
- （２）落札者は、遅滞なく契約を締結すること。
- （３）落札者は、契約締結時に金額内訳明細書の提出を要すること。

#### 12. 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しない。

- （１）落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- （２）暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- （３）落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- （４）落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- （５）（３）及び（４）に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- （６）この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が（１）から（５）までのいずれかに該当すること

を知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1) から (5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合 ((6) に該当する場合を除く。) において、本法人が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

### 13. 契約の解除

契約締結後、契約者について12. の (1) から (7) までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本法人に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがある。この場合、契約者は、損害賠償金を納付しなければならない。なお、12. の (1)、(3)、(4) 及び (5) 中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替える。

### 14. 落札者が契約を締結しないとき

落札者が契約を締結しないときは、落札者以外で予定価格の範囲内で入札した者のうち、低い価格で入札した者から順次、契約締結の協議を行う。

### 15. 入札に関する質問

所定の質問票 (様式B) に必要事項を記入し、次に示す連絡先にEメールで送信すること。

連絡先：奈良県立大学事務局 附属学校室

メール：fuzoku-gakkoshitsu@narapu.ac.jp

送信後は7 (1) に示す先へ電話で送信の確認を行うこと。質問受付期間は、令和7年1月16日 (木) 正午までとする。回答は、令和7年1月17日 (金) までに奈良県立大学のホームページに掲載する。

<https://www.narapu.ac.jp/corporation/procurement/>

### 16. その他

- (1) 契約者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはならない。また、他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 契約者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、予め書面により本法人の承認を受けた場合はこの限りではない。